

令和3年12月14日
西日本高速道路株式会社

入札参加資格停止措置について

1. 入札参加資格停止業者：株式会社笹尾組
住所：香川県高松市牟礼町大町668-47
2. 入札参加資格停止期間：
【発生地域】 令和3年12月14日から令和3年12月27日まで（2週間）
3. 入札参加資格停止措置対象地域：
【発生地域】 地域3
において西日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注
4. 事実概要：
本件は、株式会社笹尾組が令和3年6月1日、香川県から受注した河川維持修繕工事の工事現場の片付け作業に関し、香川県高松市牟礼町所在の同社車両置場において、作業員にドラグショベルを貨物自動車から降ろす作業を行わせる際、作業の指揮者を定めず、労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなかったため、ドラグショベルが転倒し、作業員がドラグショベルの下敷きとなり死亡する事故が発生し、高松簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令を受け、令和3年9月18日にその刑が確定したものの。
5. 入札参加資格停止措置理由：
株式会社笹尾組が、労働安全衛生法違反により略式命令を受けたことは、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（平成17年11月30日付要領第96号）別表第1第8号に該当する。

（参考）西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第1

措置要件	地域及び期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 会社以外の者の発注に係る工事等の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において当該事故が重大であると認められるとき。	<u>発生地域について</u> <u>当該認定をした日から2週間</u> <u>以上2月以内</u>

(参考) 西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領別表第3

地域区分

地域	都道府県
1	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2)
2	兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5)
3	徳島県、香川県、愛媛県及び高知県
4	山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

※1 地域2にかかる部分を除く。

※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。

※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。

※4 地域1にかかる部分を除く。

※5 地域4にかかる部分を除く。

※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字椋野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る

○問合せ先 西日本高速道路株式会社 財務部 契約審査課